

2021年 輸出統計品目表新旧対照表

新(2021年)				旧(2020年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
[略]					[同左]				
03.01 ゝ 03.06 03.07		[略] 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）			03.01 ゝ 03.06 03.07		[同左] 軟体動物（生きているもの、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し、乾燥し、塩蔵し又は塩水漬けたものに限るものとし、殻を除いてあるかないかを問わない。）、くん製した軟体動物（殻を除いてあるかないか又はくん製する前に若しくはくん製する際に加熱による調理をしてあるかないかを問わない。）並びに軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）		
0307.11 ゝ 0307.88		[略] －その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）			0307.11 ゝ 0307.88		[同左] －その他のもの（軟体動物の粉、ミール及びペレット（食用に適するものに限る。）を含む。）		
0307.91 0307.92		[略] －冷凍したもの －スキャロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）			0307.91 0307.92	010 4	[同左] －冷凍したもの －スキャロップ（いたやがい科のもの。ペクテン属、クラミュス属又はプラコペクテン属のもの及びいたや貝を除く。）		KG
	011 5	－完全殻を除いたもの		KG					
	019 6	－その他のもの		KG					
	090 0	－その他のもの		KG	090 0		－その他のもの		KG
0307.99 03.08		[略] [略]			0307.99 03.08		[同左] [同左]		
[略]					[同左]				
21.01 ゝ 21.05 21.06		[略] 調製食料品（他の項に該当するものを除く。）			21.01 ゝ 21.05 21.06		[同左] 調製食料品（他の項に該当するものを除く。）		
2106.10 2106.90		[略] －その他のもの			2106.10 2106.90		[同左] －その他のもの		
	200 0	－豆腐		KG		200 0	－豆腐		KG
	300 2	－ビタミン、ミネラル、アミノ酸又は不飽和脂肪酸をもととした栄養補助食品（小売用の容器入りにしたものに限る。）		KG			[新規]		
	900 0	－その他のもの		KG	900 0		－その他のもの		KG
[略]					[同左]				
39.01 ゝ 39.25		[略] [略]			39.01 ゝ 39.25		[同左] [同左]		

新(2021年)					旧(2020年)					
統計品目番号	NACS用	品名	単位		統計品目番号	NACS用	品名	単位		
			I	II				I	II	
39.26		その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料(プラスチックを除く。)から成る製品			39.26		その他のプラスチック製品及び第39.01項から第39.14項までの材料(プラスチックを除く。)から成る製品			
3926.10		[略]			3926.10		[同左]			
3926.40		－その他のもの			3926.40		－その他のもの			
3926.90		－マスク	NO	KG	3926.90	000	3		KG	
	100	5								
	900	0								
[略]					[同左]					
50.01		[略]			50.01		[同左]			
50.06		絹織物			50.06		絹織物			
50.07		[略]			50.07		[同左]			
5007.10		－その他の織物(絹又はそのくず(絹ノイルを除く。)の重量が全重量の85%以上のものに限る。)			5007.10		－その他の織物(絹又はそのくず(絹ノイルを除く。)の重量が全重量の85%以上のものに限る。)			
5007.20		－他の繊維を交えてないもの			5007.20		－他の繊維を交えてないもの			
		[削除]				110	2	－はぶたえ	SM	KG
	120	5	SM	KG		120	5	－クレープ	SM	KG
	190	5	SM	KG		190	5	－その他のもの	SM	KG
	200	1	SM	KG		200	1	－他の線維を交えたもの	SM	KG
5007.90		[略]			5007.90		[同左]			
[略]					[同左]					
58.01		[略]			58.01		[同左]			
58.09		ししゅう布(モチーフを含む。)			58.09		ししゅう布(モチーフを含む。)			
58.10		[略]			58.10		[同左]			
5810.10		－その他のししゅう布			5810.10		－その他のししゅう布			
5810.91		[略]			5810.91		[同左]			
5810.92	000	6		KG	5810.92		－人造繊維製のもの			
						100	1	－合成繊維製のもの		KG
						200	3	－再生繊維又は半合成繊維製のもの		KG
5810.99		[略]			5810.99		[同左]			
58.11		[略]			58.11		[同左]			
[略]					[同左]					
63.01		[略]			63.01		[同左]			
63.06		[略]			63.06		[同左]			
63.07		その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。)			63.07		その他のもの(ドレスパターンを含むものとし、製品にしたものに限る。)			
6307.10		[略]			6307.10		[同左]			
6307.20		[略]			6307.20		[同左]			
6307.90		－その他のもの			6307.90	000	1	－その他のもの		KG
		－マスク								
	010	4	NO	KG						
		－綿製のもの								
		－その他のもの								

新(2021年)				旧(2020年)						
統計品目番 号	N A C C S 用	品名	単 位		統計品目番 号	N A C C S 用	品名	単 位		
			I	II				I	II	
63.08 ゝ 63.10 [略]	021	1	----	NO	KG	63.08 ゝ 63.10 [同左]	N95マスク(米国国立労働安全衛生研究所の認証を受けたものに限る。)	[同左]	[同左]	
	029	2	----	NO	KG					
	090	0	--	KG	KG					
			[略]							
			[略]							
73.01 ゝ 73.22 73.23			[略]			73.01 ゝ 73.22 73.23	[同左]			
7323.10	000	2	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。)、鉄鋼のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	KG		7323.10	000	2	食卓用品、台所用品その他の家庭用品及びその部分品(鉄鋼製のものに限る。)、鉄鋼製のウール並びに鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品	KG
			一鉄鋼のウール及び鉄鋼製の瓶洗い、ポリッシングパッド、ポリッシンググラブその他これらに類する製品							
			一その他のもの							
7323.91			[略]			7323.91			[同左]	
7323.92			[略]			7323.92			[同左]	
7323.93	000	3	一ステンレス鋼製のもの	KG		7323.93			一ステンレス鋼製のもの	
							100	5	----家庭用品及びその部分品	KG
							900	0	----その他のもの	KG
7323.94			[略]			7323.94			[同左]	
7323.99			[略]			7323.99			[同左]	
73.24 ゝ 73.26			[略]			73.24 ゝ 73.26			[同左]	
			[略]						[同左]	
84.01 ゝ 84.14 84.15			[略]			84.01 ゝ 84.14 84.15			[同左]	
8415.10			エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。)			8415.10	000	2	エアコンディショナー(動力駆動式ファン並びに温度及び湿度を変化させる機構を有するものに限るものとし、湿度のみを単独で調節することができないものを含む。)	NO
			一窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの(一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。)						一窓、壁、天井又は床に取り付けるように設計したもの(一体構造のもの又はスプリットシステムのものに限る。)	
	100	4	一 小売用の包装にしたもの(使用されたものを除く。)	NO						
	900	6	--その他のもの	NO						
8415.20 ゝ 8415.90			[略]			8415.20 ゝ 8415.90			[同左]	
84.16 ゝ 84.42			[略]			84.16 ゝ 84.42			[同左]	

新(2021年)				旧(2020年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
84.43		印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品 [略]			84.43		印刷機（第84.42項のプレート、シリンダーその他の印刷用コンポネントにより印刷に使用するもの）、その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。）並びに部分品及び附属品 [同左]		
8443.11 ） 8443.19		[略]			8443.11 ） 8443.19		[同左]		
8443.31 8443.32 8443.39	000 1	－その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。） [略] －その他のもの		NO	8443.31 8443.32 8443.39		－その他のプリンター、複写機及びファクシミリ（結合してあるかないかを問わない。） [同左] [同左] －その他のもの		
		[略]				100 3 900 5	－複写機 －その他のもの		NO NO
8443.91 8443.99		[略] [略]			8443.91 8443.99		[同左] [同左]		
84.44 84.45		[略] 紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第84.46項又は第84.47項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械 [略]			84.44 84.45		[同左] 紡績準備機械並びに精紡機、合糸機、ねん糸機その他の紡織用繊維の糸の製造機械並びにかせ機、糸巻機（よこ糸巻機を含む。）及び第84.46項又は第84.47項の機械に使用する紡織用繊維の糸を準備する機械 [同左]		
8445.11 ） 8445.19 8445.20	000 2	－精紡機	NO	KG	8445.11 ） 8445.19 8445.20		[同左] [同左] －精紡機		
		[略]				100 4 900 6	－綿用のもの －その他のもの	NO NO	KG KG
8445.30 ） 8445.90 84.46 ） 84.47 [略]		[略] [略]			8445.30 ） 8445.90 84.46 ） 84.47 [同左]		[同左] [同左] [同左]		
85.01 ） 85.27 85.28		[略] モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） [略]			85.01 ） 85.27 85.28		[同左] モニター及びプロジェクター（テレビジョン受像機器を有しないものに限る。）並びにテレビジョン受像機器（ラジオ放送用受信機又は音声若しくはビデオの記録用若しくは再生用の装置を自蔵するかしないかを問わない。） [同左]		

新(2021年)				旧(2020年)					
統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位		統計品目 番号	N A C C S 用	品 名	単 位	
			I	II				I	II
8528.42 ゝ 8528.69		[略]			8528.42 ゝ 8528.69		[同左]		
8528.71 8528.72		ーテレビジョン受像機器（ラジオ 放送用受信機又は音声若しくは ビデオの記録用若しくは再生用 の装置を自蔵するかしないかを 問わない。）			8528.71 8528.72		ーテレビジョン受像機器（ラジオ 放送用受信機又は音声若しくは ビデオの記録用若しくは再生用 の装置を自蔵するかしないかを 問わない。）		
110 6	6	――その他のもの（カラーのもの に限る。）		NO	110 6	6	――その他のもの（カラーのもの に限る。）		NO
190 2	2	――液晶式のもの		NO	190 2	2	――液晶式のもの		NO
900 5	5	――小売用の包装にしたもの （使用されたものを除く。）		NO	200 5	5	――小売用の包装にしたもの （使用されたものを除く。）		NO
8528.73 85.29		――その他のもの		NO	900 5	5	――プラズマ式のもの		NO
8529.10	000 5	[削除]		NO	900 5	5	――その他のもの		NO
8529.90 85.30 ゝ 85.48		[略]			8528.73 85.29		[同左]		
		第85.25項から第85.28項までの機 器に専ら又は主として使用する部 分品			8529.10		第85.25項から第85.28項までの機 器に専ら又は主として使用する部 分品		
		ーアンテナ及びアンテナ反射器並 びにこれらに使用する部分品	KG		100 0	0	ーアンテナ及びアンテナ反射器並 びにこれらに使用する部分品	NO	KG
		[略]			900 2	2	ーロッドアンテナ		KG
		[略]					ーその他のもの		KG
		[略]					[同左]		
		[略]					[同左]		
		[略]					[同左]		